

市長あいさつ

「自分らしい人生を歩んでほしい」

本市では「子育てしたくなるまち日本一」を目指し、子育て支援の取組を充実させてまいりました。その一つとして、平成18年度より、一人ひとりに応じた育ちを0歳から18歳まで応援していく「元気っ子応援事業」を実施し、本事業で最初に元気っ子相談を受けた子どもは、現在、成人を迎えています。



希望に満ちた人生を歩んでいることを願うばかりですが、進学、就職等のライフステージの変化、また、義務教育終了後の支援が行き届きにくいこと等により困難を抱えている若者も多くいます。

不登校、高等学校等の中途退学、就職活動、就業での挫折、生活困窮等若者が抱える困難さは多様、かつ複雑であり、とりわけ、ひきこもりの状況は、長期化し、本人も家族も社会的に孤立しやすい現状があります。

こうした現状を受け、平成30年度から若者サポート事業を開始しましたが、その取組を更に充実させるため、「塩尻市若者支援プラン」を策定いたしました。

本プランは、若者の困難な状況を改善していくための「義務教育期からの切れ目のない早期支援」、「個々の状況に応じた自立のための支援」、「若者を支える家族への支援」及び「相談体制の強化と関係機関の連携」についてまとめた計画です。

本計画の基本目標である「すべての若者が、自分らしい人生の実現を目指して、歩んでいけるまち」の実現に向けて、若者とその家族への支援の充実に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御協力いただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます、巻頭のあいさつといたします。

令和4年3月

塩尻市長 小口利幸

目次

第1章 プランの概要	1
1-1 塩尻市若者支援プラン策定の背景.....	1
1-2 本プランの位置付け.....	2
1-3 本プランの期間.....	3
1-4 本プランの対象となる「若者」の範囲.....	3
第2章 現状と課題の整理	4
2-1 塩尻市の若者を取り巻く状況.....	4
2-2 各種データからみる現状.....	7
2-3 現状と課題の整理.....	12
第3章 本プランの基本目標と施策体系	13
3-1 基本目標（目指すまちの姿）.....	13
3-2 基本方針.....	14
3-3 本プランの施策体系.....	15
3-4 各種機関との連携体制.....	16
3-5 本プランの進捗状況の把握.....	17
第4章 施策の展開	19
基本方針1 若者・家族への支援の充実.....	19
基本方針2 相談窓口の周知と連携体制の構築.....	23
資料編	26
1 本プランの策定経過.....	26
2 塩尻市子ども・若者応援協議会.....	27
3 諮問.....	29
4 答申.....	30
5 用語解説.....	32

1-1 塩尻市若者支援プラン策定の背景

(1) 若者支援に関する国の動向

平成22年4月「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月には同法に基づき「子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）」が策定されています。

図1 計画の根拠法と記載事項

根拠法	子ども・若者育成支援推進法
目的	子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進すること
記載事項	<p>市町村は、大綱（都道府県計画が作成されているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努める</p> <p>≪「大綱」の記載事項≫</p> <p>子供・若者育成支援の基本的な方針及び施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての子供・若者の健やかな育成 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

(2) 若者支援に関する県の動向

平成29年度末に計画期間が満了した長野県子育て支援戦略、ながの子ども・子育て応援総合計画、長野県次世代サポートプラン、長野県子どもの貧困対策推進計画を一体化し、平成30年4月に「長野県子ども・若者支援総合計画」が策定されています。

(3) 若者支援に関する本市の状況

本市では、子ども・子育て分野の総合的な計画である「元気っ子育成支援プラン」に基づき、0歳～18歳未満の子どもに関する施策を進めています。子どもの成長・発達段階に応じた切れ目のない支援を行う「元気っ子応援事業」*は、本市の特徴的な事業の一つとなっています。元気っ子相談*を最初に受けた子どもたちは、成人しています。

また、平成30年度に若者相談窓口を設置し、元気っ子応援事業との連携も図ってききましたが、ライフステージの変化等により困難を抱える若者も多くおり、こうした若者に対する支援が課題となっています。

18歳以降に困難を抱える若者は、把握しづらく、支援が届きにくい状況（ひきこもり

等)があります。「若者の生活に関する調査」(内閣府・平成27年度)によれば、全国でみると、

●広義のひきこもり：54.1万人、狭義のひきこもり：17.6万人と推計されています。同じ方法で、本市のひきこもり者数を推計すると、

●広義のひきこもり：268人、狭義のひきこもり：88人となります。

一方で、本市のひきこもり者数は、正確には把握されておらず、支援が必要な若者に支援を届けられていない状況が発生していると考えられます。

1-2 本プランの位置付け

(1) 本プランの法的位置付け

本プランは、国の「子供・若者育成支援推進法」及び「子供・若者育成支援推進大綱」に基づいた、市町村計画として位置付けます。

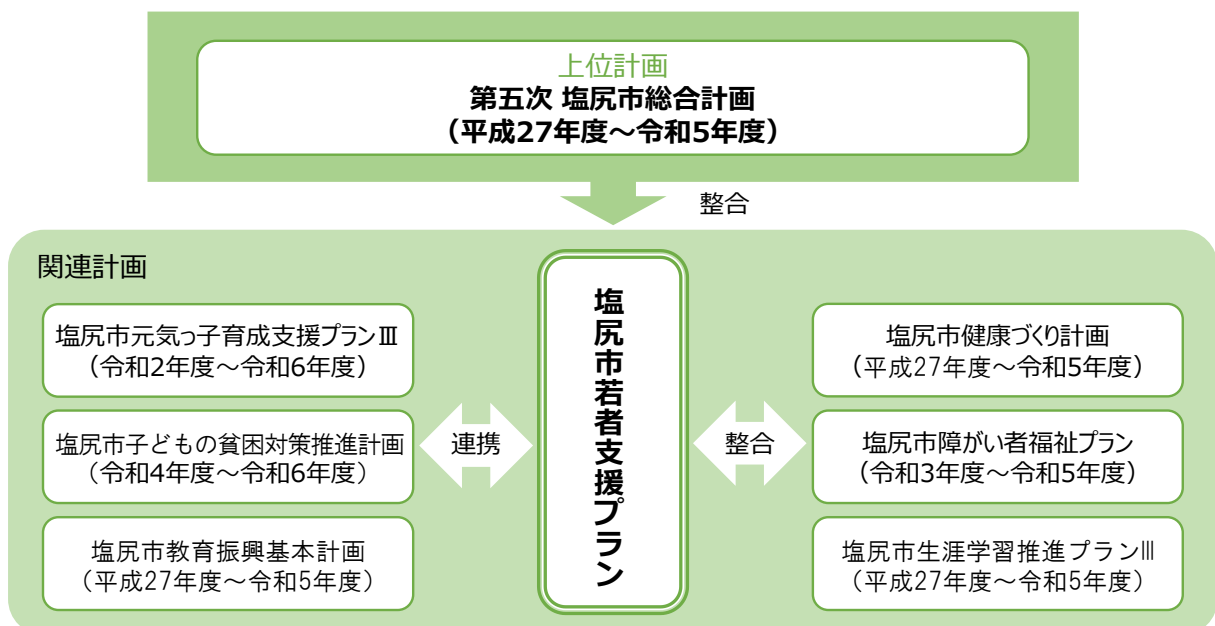
本プランの施策の範囲は、子供・若者育成支援推進大綱に示された施策のうち、本プランの関連計画(本市の施策分野別の個別計画)である「元気っ子育成支援プラン」「塩尻市教育振興基本計画」等で示されていない施策分野(主にひきこもり等の困難を有する若者の支援)とします。

(2) 本市の他計画との関係

本プランは、本市が目指す都市像や長期戦略が示されている第五次塩尻市総合計画との整合を図りながら、ひきこもり等の困難を抱える若者への支援を推進するための個別計画です。

関連する本市の各分野の計画と連携・整合させながら、若者への支援に関する施策を展開していきます。

図2 本プランの位置付け



1-3 本プランの期間

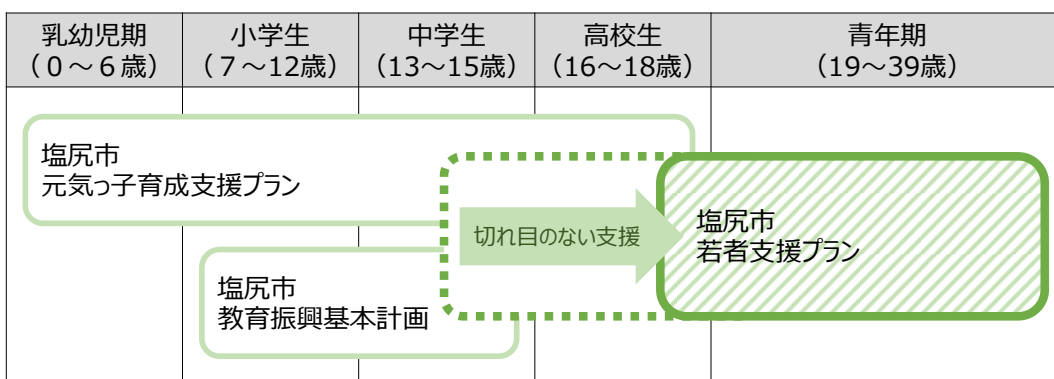
本プランの期間は、令和4年度から令和6年度までの3か年です。

1-4 本プランの対象となる「若者」の範囲

本プランの対象となる「若者」の範囲は、18歳から概ね40歳未満とします。

また、関連計画と連携した切れ目のない支援体制を構築していくため、中学校、高等学校等との連携を推進します。

図3 「若者支援プラン」と関連する計画との関係性

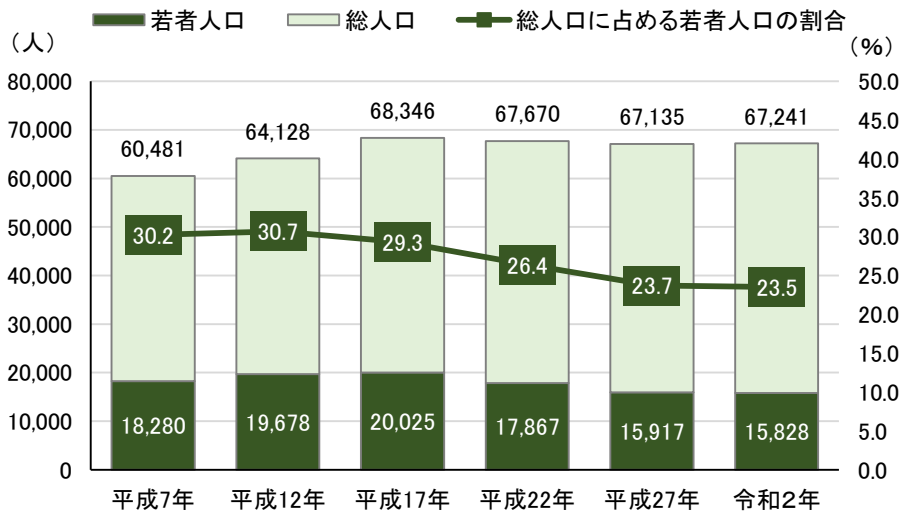


2-1 塩尻市の若者を取り巻く状況

(1) 若者人口

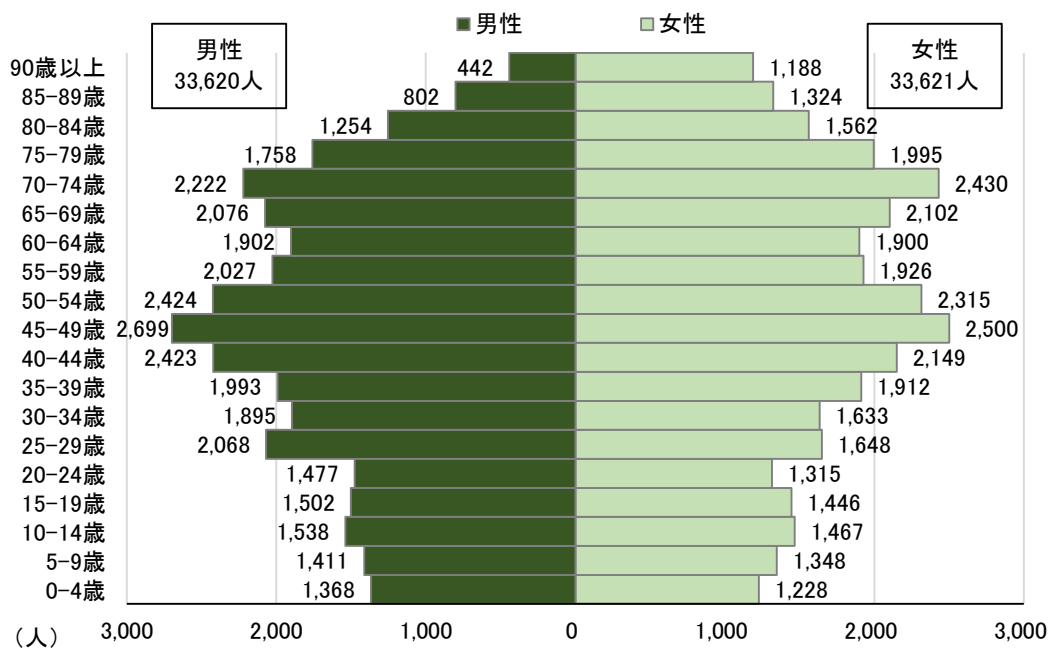
本市の人口は、平成17年をピークに減少傾向にあります。また、本プランの主な対象となる「若者」である18歳から40歳未満の若者の人口も、平成17年の2万2500人をピークに減少傾向にあります。

図4 総人口及び若者人口の推移



出典：国勢調査

図5 人口ピラミッド

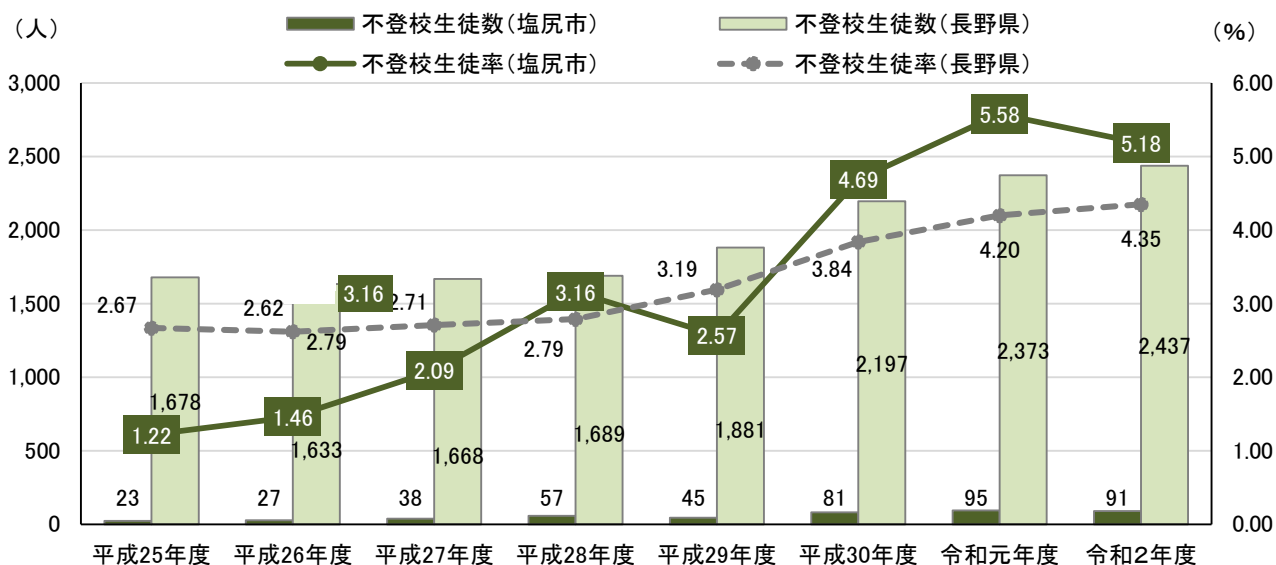


出典：令和2年国勢調査

(2) 中学校の不登校*生徒数の推移

中学校不登校生徒数は、増加傾向にあります。不登校生徒率も増加傾向であり、平成30年度以降は長野県全体よりも高くなっています。

図6 中学校の不登校生徒数の推移

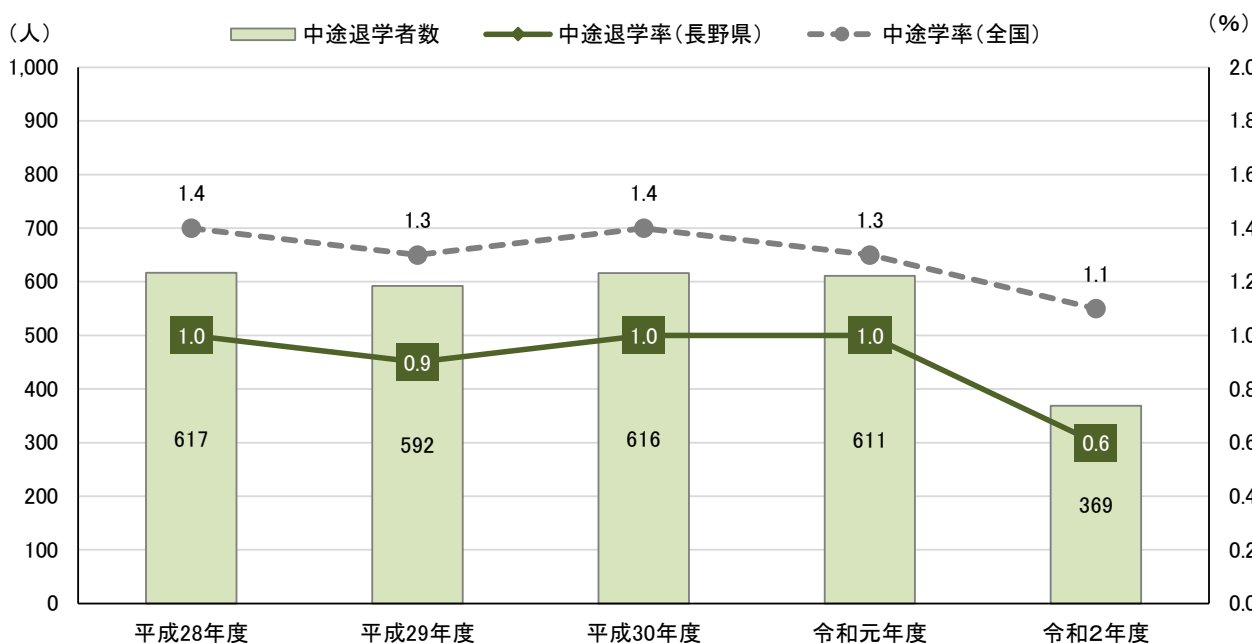


出典：長野県教育委員会、塩尻市教育総務課

(参考) 長野県内の高等学校中途退学者の推移

長野県内の高等学校における中途退学者数は、令和2年度においては369人、中途退学率（中途退学者の割合）は0.6%と、減少傾向にあります。

図7 長野県内の高等学校中途退学者の推移

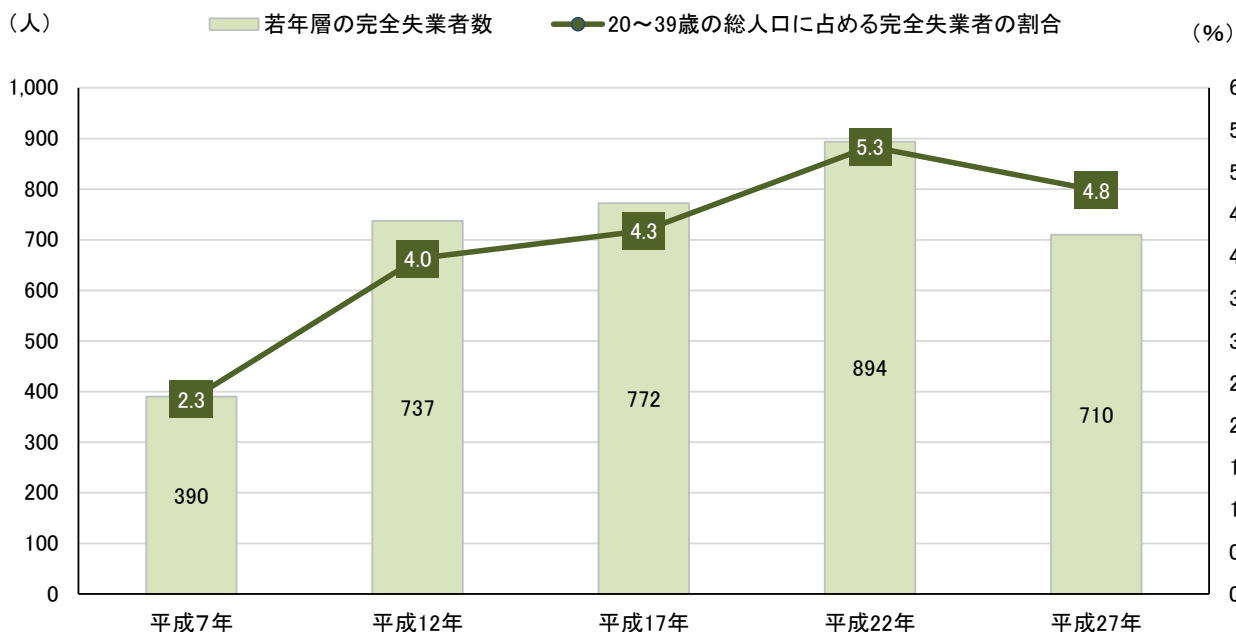


出典：長野県教育委員会

(3) 若年層の完全失業者の推移

20歳から39歳までの若者人口に対する完全失業者の割合は、平成22年に5.3%と最も高くなっています。平成27年は4.8%と、平成22年よりも減少していますが、平成7年の2倍以上に増加しています。

図8 若年層の完全失業者の推移

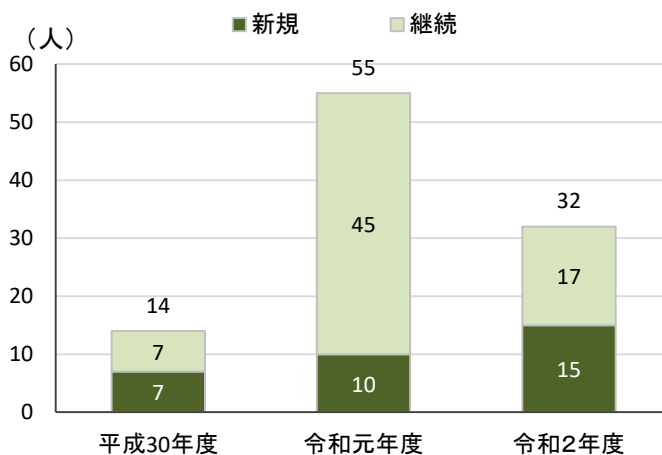


出典：国勢調査

(4) 若者サポート相談の状況

若者サポート相談の状況を見ると、新規相談件数は増加傾向にあります。令和2年度では、平成30年度より8件増え、新規相談件数は15件となっています。

図9 若者サポート相談の延相談件数



出典：塩尻市家庭支援課

2-2 各種データからみる現状

(1) ひきこもり者数

① 全国におけるひきこもりの推計

ひきこもりに関する全国規模の調査には、平成27年度に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」（以下、「平成27年度調査」と表記）があります。ここでは、次のようにひきこもりを定義しています。

図10 ひきこもりの定義

■「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省）におけるひきこもりの定義

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である。

なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべきである。

▼

■平27年度調査の調査項目に当てはめた際のひきこもりの定義

「ふだんのくらい外出しますか。」との問いについて、下記の①～④に当てはまる者であって、「現在の状態となってどのくらい経ちますか。」との問いについて、6か月以上と回答した者。

- ① 趣味の用事のときだけ外出する
- ② 近所のコンビニなどには出かける
- ③ 自室からは出るが、家からは出ない
- ④ 自室からほとんど出ない

この定義に沿って算出された推計では、「広義のひきこもり群」は54.1万人、「狭義のひきこもり群」は17.6万人となっています。

図11 ひきこもり者の推計数

	該当人数 (人)	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	33	1.06	36.5	準ひきこもり群 36.5万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	狭義のひきこもり群 17.6万人
計	49	1.57	54.1	
				広義のひきこもり群 54.1万人

出典：内閣府

（「若者の生活に関する調査」（平成27年度）」より抜粋）

② 塩尻市のひきこもり者数

全国のひきこもり者の推計をもとに塩尻市のひきこもり者数を計算すると、

●広義のひきこもり：15～39歳人口（R3.4）17,070人×0.0157＝268人

●狭義のひきこもり：15～39歳人口（R3.4）17,070人×0.0051＝88人

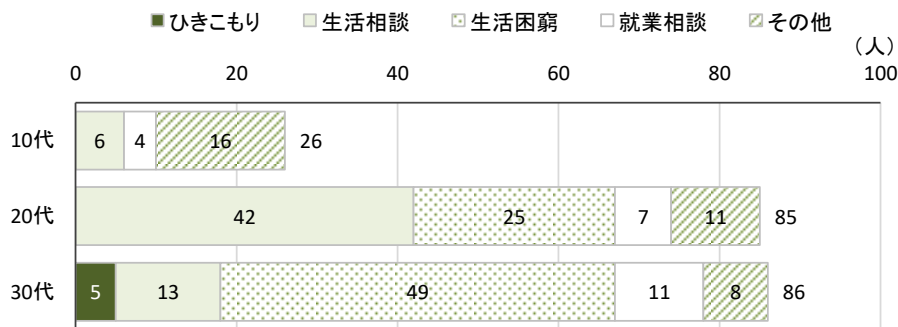
となっています。

③ 塩尻市内の若者支援相談窓口への相談件数

令和3年度の塩尻市内の若者支援相談の内容ごとの実件数をみると、年代が上がるごとに相談件数は増え、問題が多様化しています。

ひきこもりの状態であっても、別の相談をしているケースも想定されます。ひきこもり者数の推計と比較すると、ひきこもりの若者は、ごく一部しか把握できていないと考えられます。

図 12 相談内容ごとの実件数（年代別）



出典：塩尻市家庭支援課

※若者相談支援窓口は、福祉課、健康づくり課、家庭支援課、松本圏域障がい者総合相談支援センターボイス、まいさぼ塩尻の各部署で受けた相談の総数である。

※10代のその他の相談内訳は、高校生の不登校*等の相談である。

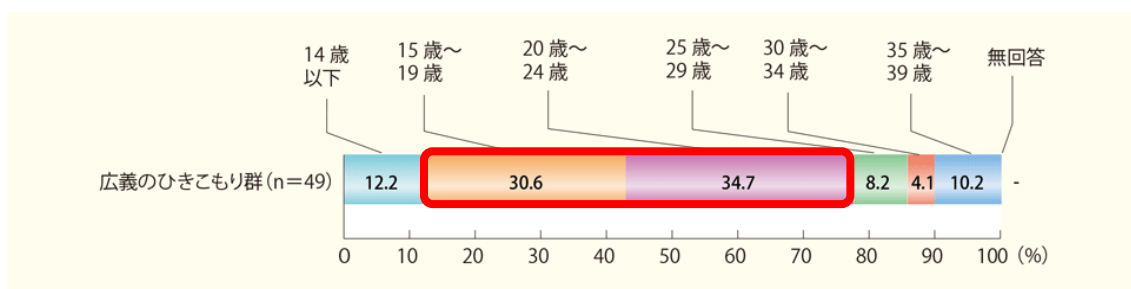
(2) ひきこもりの特徴・傾向

① はじめてひきこもりになった年齢

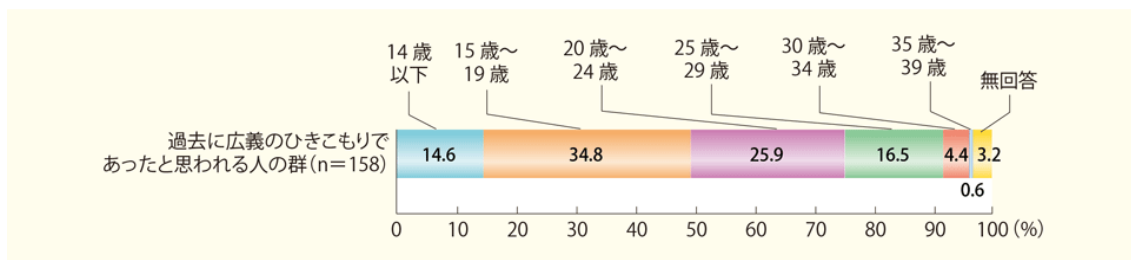
平成27年度の調査によると、現在のひきこもり者がはじめてひきこもりになった年齢は、24歳までが77.5%を占めています。現在のひきこもり者と過去にひきこもりだった者*を比較すると、15～19歳、25～29歳で過去にひきこもりだった者の割合が大きくなっています。

図 13 はじめてひきこもりになった年齢

<現在のひきこもり者>



<過去にひきこもりだった者>



出典：内閣府（「若者の生活に関する調査」（平成27年度）」より抜粋）

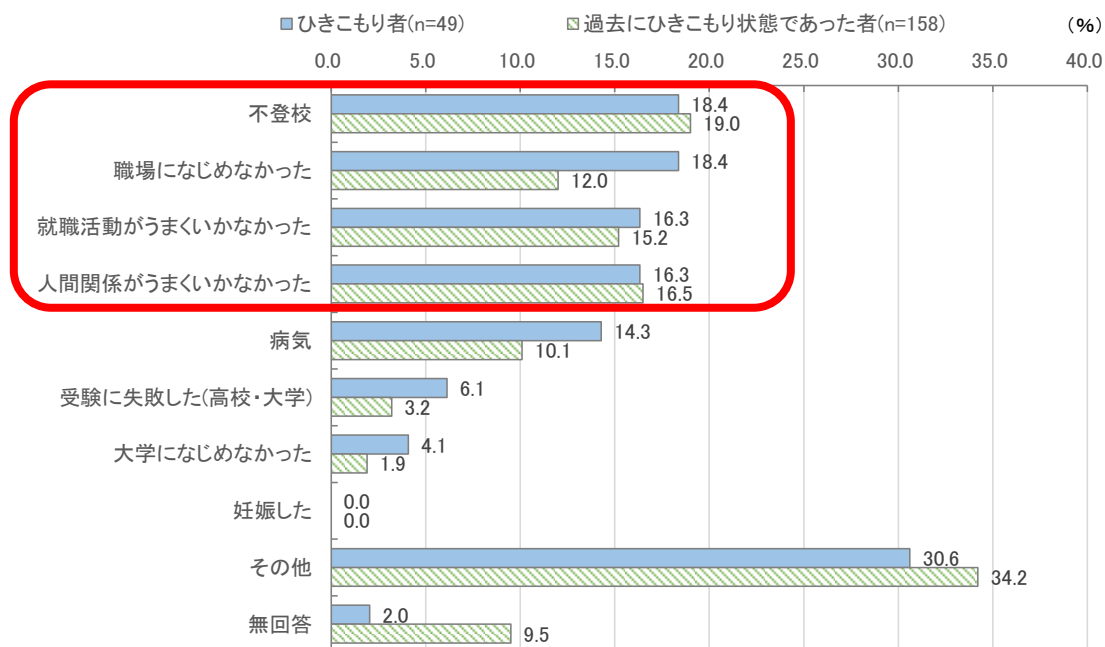
*過去にひきこもりだった者とは、平成27年度調査の調査項目の「今までに6か月以上連続して、以下のような状態になったことはありますか。」という問に対して、下記の①～④に当てはまる者となっている。

①趣味の用事のときだけ外出する ②近所のコンビニなどには出かける ③自室からは出るが、家からは出ない ④自室からほとんど出ない

② ひきこもりになったきっかけ

ひきこもりの状態になったきっかけは、「不登校」、「職場になじめなかった」、「就職活動がうまくいかなかった」、「人間関係がうまくいかなかった」が多くなっています。

図 14 ひきこもりになったきっかけ



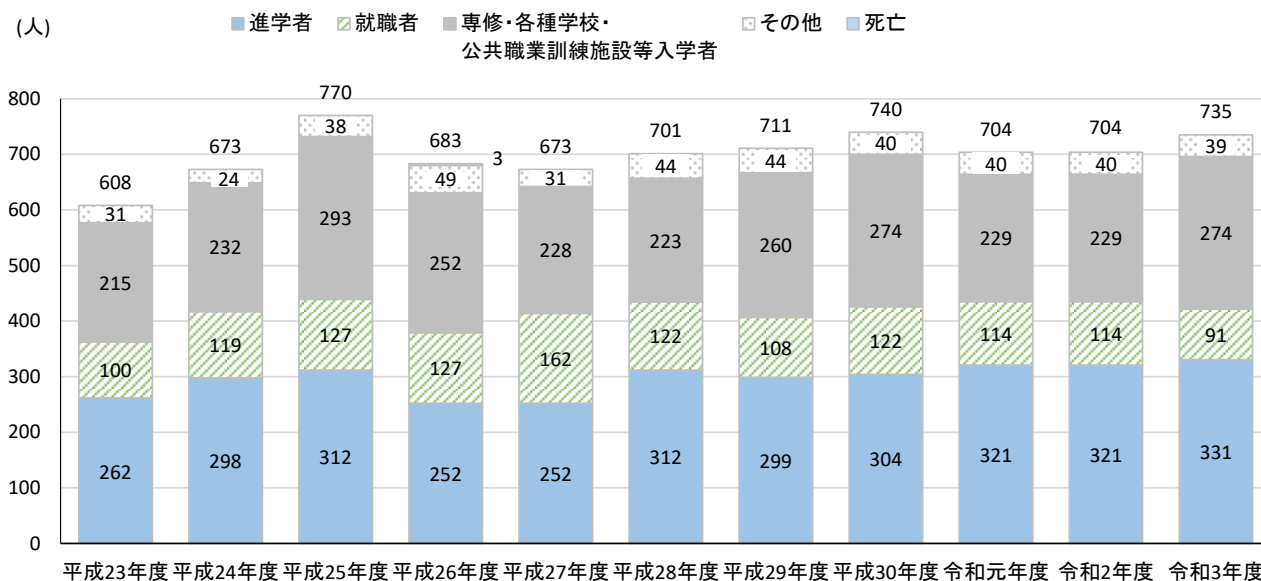
出典：内閣府

(「若者の生活に関する調査」(平成27年度)より抜粋)

(参考) 塩尻市の高校生の卒業後の進路

塩尻市の高校生の卒業後の進路をみると、進学も就職もしない「その他」の人数が毎年40人前後で推移しています。

図 15 卒業後の状況(高等学校)

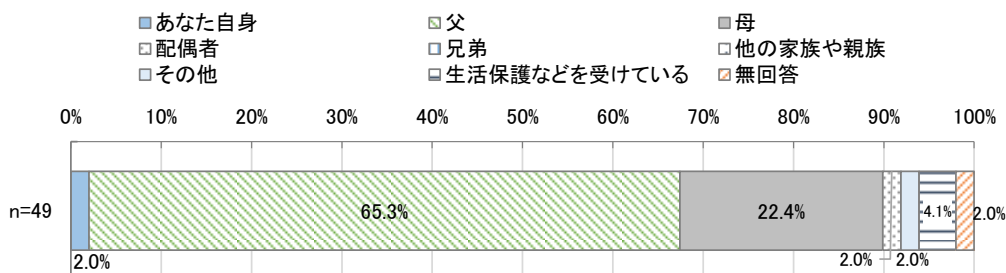


出典：学校基本調査

③ 主生計者

ひきこもり者の家における主生計者は、父が65.3%、母が22.4%と、親が主生計者となっている割合が高くなっています。

図 16 ひきこもり者の家における主生計者



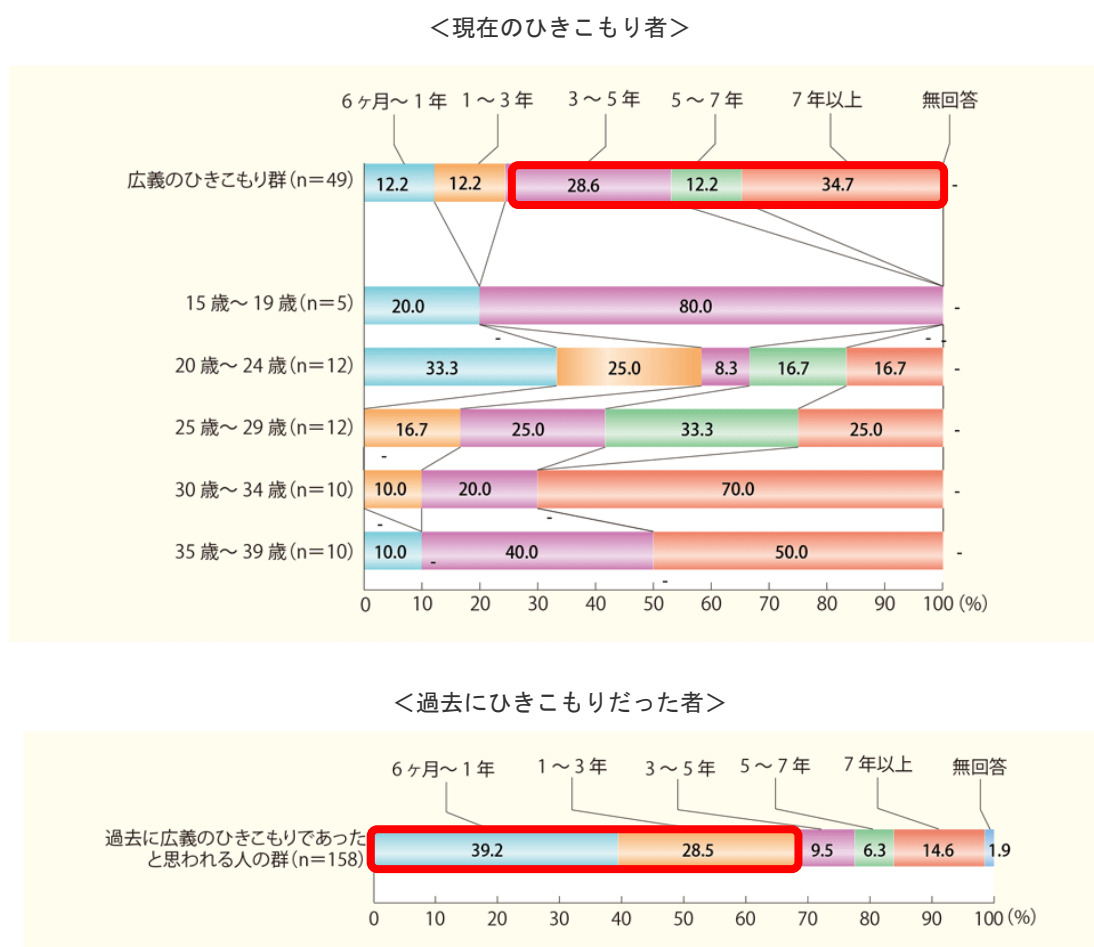
出典：内閣府

(「若者の生活に関する調査」(平成27年度))より抜粋)

④ ひきこもり状態にある期間

現在のひきこもり者がひきこもりになってからの期間は、全体でみると、3年以上と回答している割合は、75.5%となっています。一方で、過去にひきこもりだった者のひきこもり期間をみると、67.7%が3年以内でひきこもり状態を脱しています。

図 17 ひきこもりになってからの期間



出典：内閣府

(「若者の生活に関する調査」(平成27年度))より抜粋)

(3) 支援者の声

- ・ 支援には、必要な情報を把握することや適切な支援メニューにつなぐことが必要不可欠となります。その際、行政の相談窓口の役割は大きく、支援者からは多様な支援機関との連携も期待されています。

- ・ 学校等で、将来が心配な子どもを把握できているのに、情報がつながらないことが大きな課題。情報共有の仕組みを強化していくと良い。
- ・ 適切な支援をするためには、必要な情報を把握すること、適切な支援メニューにつなぐことが必要。その際、地域の社会資源をフル活用するという視点では、行政の相談窓口が、共通アセスメントシート*づくりや支援者の見える化を進め、ハブ*としての機能を高めると良い。
- ・ 支援に活用できる地域の社会資源を発掘・共有していけるとよい。
- ・ 状況別の支援メニューを整理したパンフレットがあると、紹介しやすい。
- ・ 相談支援では、継続的な支援（次の相談等）につなげていくことが重要。そのように、話をしていくためのノウハウの共有を進めていくと良い。

- ・ アウトリーチ*は効果的な方法で行う必要があります。

- ・ 長期のひきこもりは自立までの期間が長くなる。
- ・ ひきこもりの中には、少しアドバイスをするだけで社会復帰できる層もいる。
- ・ 早期支援の仕組みを構築しながら、その中で効果的にアウトリーチを活用していくのが良い。

- ・ インターネットから情報収集できるようになり、家族のニーズも変化しています。

- ・ インターネットから、様々な情報が取れるようになっており、家族会の開催形式も検討していく必要がある。
- ・ 具体的なアドバイスに関するニーズが高まっていると感じる。相談窓口の質の向上や専門家と話せる場づくり等を強化すると良い。

出典：支援者へのヒアリング（塩尻市）

2-3 現状と課題の整理

(1) ひきこもりは、表面化しにくく、実態の把握が難しいため、支援につながっていない場合が多くあります。

【各種データより】

- ・国の調査によると、15～39歳のひきこもり者は全国で54.1万人と推計されており、塩尻市の人口で計算した場合、268人と推測されています。

(2) 不登校*、就活・就業の挫折等のきっかけにより、ひきこもりは若年期に発生する傾向があります。

【各種データより】

- ・15～39歳のひきこもりは若い時に発生している傾向にあり24歳までが約8割となっています。また、15～39歳のひきこもりになったきっかけは不登校*、就活・就業の挫折が多くなっています。

(3) 抱えている困難の状況が様々であり、支援の方法も一様ではありません。

【各種データ・支援者ヒアリングより】

- ・15～39歳のひきこもり者の約75%が、3年以上ひきこもり状態を続けている状況です。
- ・ひきこもり者の中には、少しアドバイスをするだけで社会復帰できる層もいます。
- ・早期支援の仕組みと合わせて、効果的にアウトリーチ*をしていくことが重要です。

(4) 若者本人と同様に家族も悩み、支援を必要としています。また、家族の関わり方が若者の現在に大きな影響を与えています。

【各種データ・支援者ヒアリングより】

- ・支援対象者の家族は、専門家からの具体的なアドバイスを求めています。
- ・ひきこもり者の多くは親等に経済的に依存しています。

(5) 相談では、課題に応じた様々なニーズに対応していくことが必要です。

【支援者ヒアリングより】

- ・支援には、必要な情報を把握すること、適切な支援メニューにつなぐことが必要です。

(6) 各相談機関での相談が、適切につながっていない現状があります。

【支援者ヒアリングより】

- ・行政の相談窓口はハブ*としての機能が期待されており、支援者との連携による支援のネットワーク強化が求められています。

3-1 基本目標（目指すまちの姿）

**すべての若者が、
自分らしい人生の実現を目指して、
歩んでいけるまち**

困難を抱える若者やその家族は、悩みながら日々を過ごしていますが、相談につながりにくく、特に義務教育終了後は、支援が届きにくい現状があります。また、その困難さを抱えたまま、社会との接点が希薄となり、孤立する傾向があります。

こうした状況を改善していくため、「義務教育期からの切れ目のない早期支援」、「個々の状況に応じた自立のための支援」、「若者を支える家族への支援」の充実を図っていく必要があります。

そして、支援を充実させていくためには、「相談体制の強化と関係機関の連携」を推進していく必要もあります。

本市では、すべての若者が、人としての尊厳が尊重され、自分らしい人生を歩んでいけるよう、特に困難を抱え社会的に孤立する傾向にある若者に対する支援を関係機関との連携のもとで充実させていくとともに、地域社会全体で支えていく意識の醸成による基本目標の実現に取り組んでいきます。

3-2 基本方針

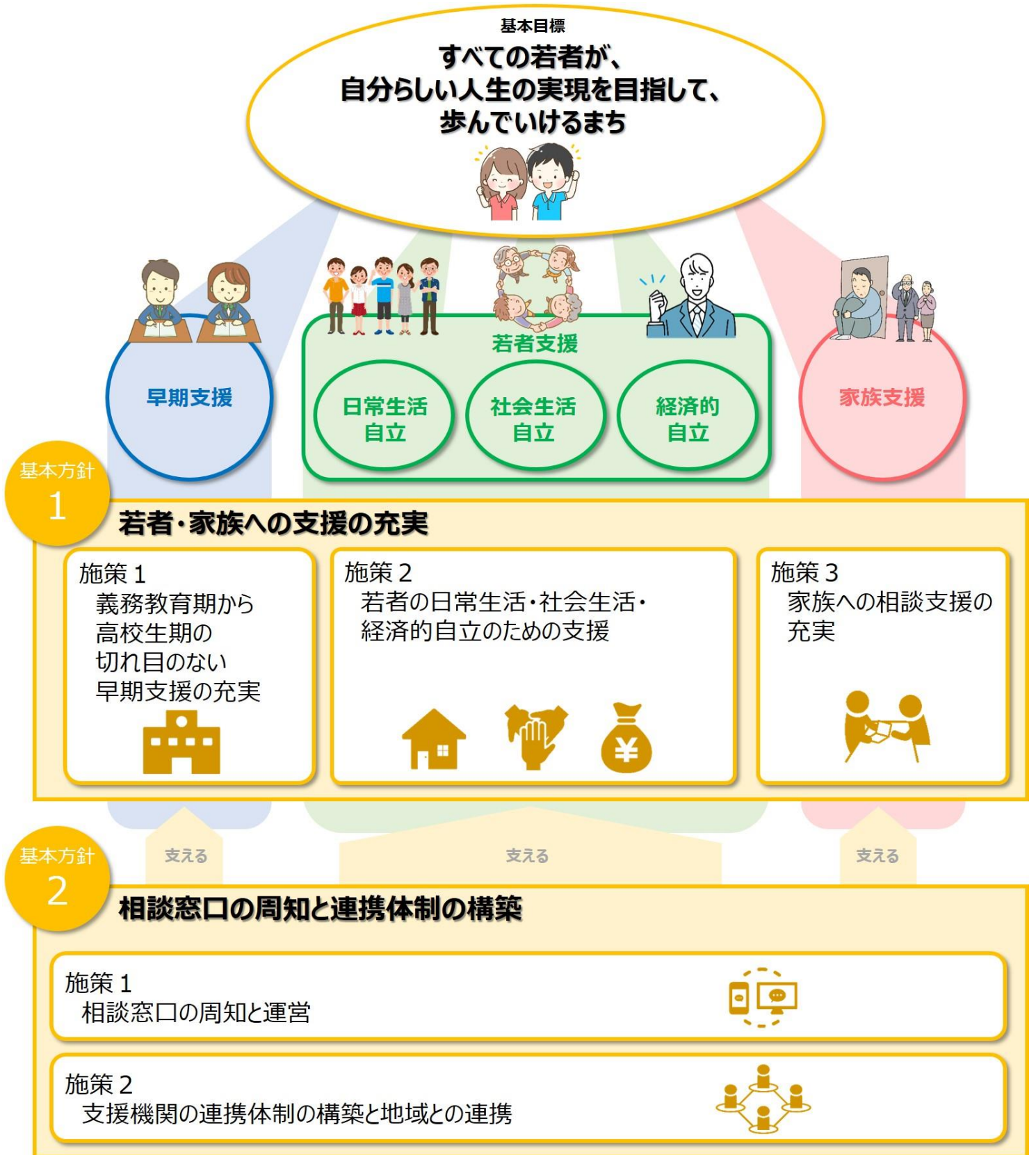
基本方針 1 若者・家族への支援の充実

- 義務教育終了後は、支援が薄くなりやすく、また相談窓口も不明確になりやすいため、義務教育期からの切れ目ない支援体制を構築します。
- 0～18歳を対象としていた元気っ子応援事業*を、18歳以降の世代も対象に、支援できる体制を整えます。
- 個々に課題が異なるため、支援対象者の状況に合わせた日常生活、社会生活、経済的自立等の支援を推進します。また、地域の社会資源を積極的に把握・活用し、社会全体による支援を広げていきます。
- ひきこもり状態にある若者やその家族が適切なアドバイスを受けられる環境づくりを推進します。

基本方針 2 相談窓口の周知と連携体制の構築

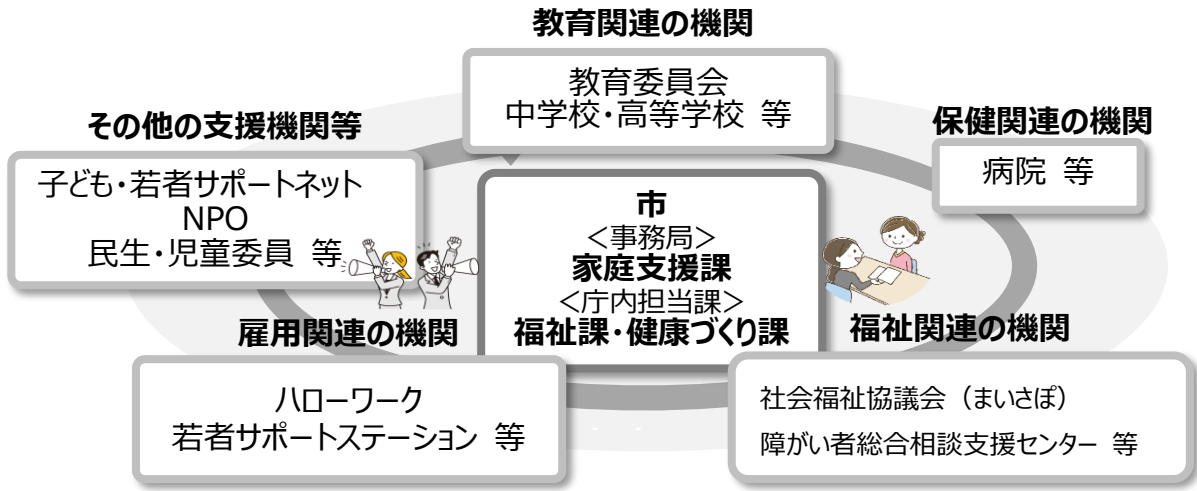
- 関係機関や地域と連携し、ひきこもりの長期化を防止するため、早期対応の仕組みを強化します。
- 相談窓口が複数設置されていることのメリットを生かし、関係機関が連携しながら支援できる体制を整えます。

3-3 本プランの施策体系

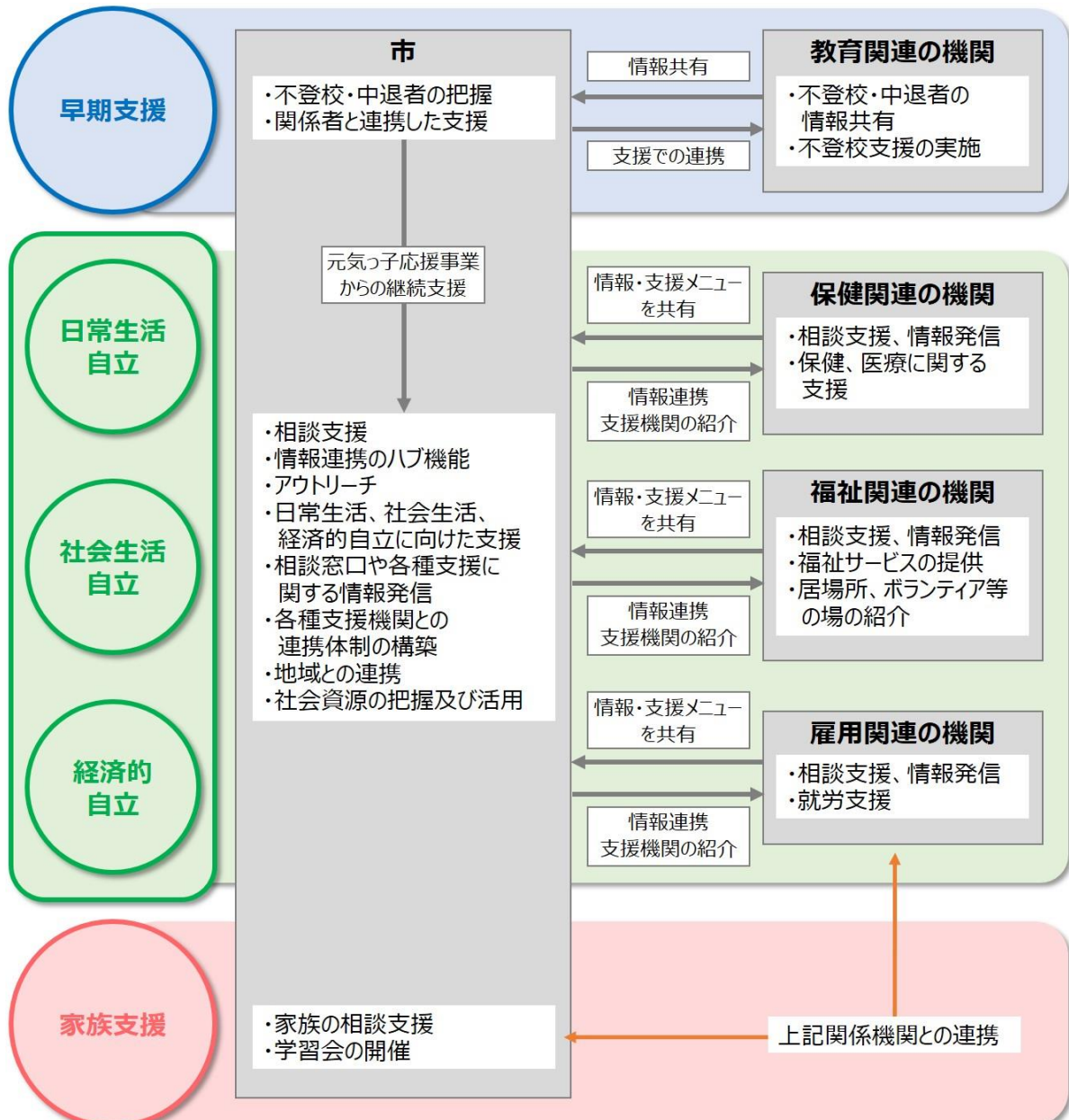


3-4 各種機関との連携体制

<連携体制のイメージ>



<各種機関の役割と関係性>



3-5 本プランの進捗状況の把握

(1) プランの点検・評価

本プランは、困難を抱える若者を早期に支援し、それぞれの状況にあった自立を、家族や関係機関と連携しながら推進していくことを目的としています。

このため、プランの点検・評価は、プラン全体で成果を上げられているかという視点、施策ごとに活動量が確保されているかという視点で把握していきます。プラン全体の成果は、評価指標で把握すると同時に、活動量は、活動指標で状況を分析します。

分析した状況は、子ども・若者応援協議会に諮り、進捗状況の点検・評価を行います。

	評価指標	活動指標
位置	基本目標のレベル	施策のレベル
点検・評価の時期	令和6年度 (計画更新に合わせて)	毎年
役割	施策の成果を把握すること	施策の実施状況を把握すること

(2) 指標の設定

① 評価指標

指標名	単位	現状値 (年度)	方向性	説明
相談窓口での相談件数	件	197 (R3)	↑ 上げる	福祉課、健康づくり課、家庭支援課、松本圏域障がい者総合相談支援センターボイス及びまいさぼ塩尻での受案件数
(内 継続相談件数)	件	—	↑ 上げる	
(内 本人・家族の状況が維持又は改善した件数)	件	—	↑ 上げる	

② 活動指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (R6)
義務教育期から継続している 高校生期の支援対象者数	人	—	15
高校訪問実施校	校	9 (R3)	15
18歳以降の継続支援対象者数	人	—	15
支援方針の作成件数	件	—	70
家族相談の件数	件	—	30
学習会の回数	回	2 (R3)	2
広報等で情報発信を行った回数	回	—	10
庁内連絡会の開催回数	回	10 (R3)	13
庁内連絡会で取り上げたケース数	件	7 (R3)	10

基本方針 1 若者・家族への支援の充実

- 義務教育終了後は、支援が薄くなりやすく、また相談窓口も不明確になりやすいため、義務教育期からの切れ目ない支援体制を構築します。
- 0～18歳を対象としていた元気っ子応援事業*を、18歳以降の世代も対象に、支援できる体制を整えます。
- 個々に課題が異なるため、支援対象者の状況に合わせた日常生活、社会生活、経済的自立等の支援を推進します。また、地域の社会資源を積極的に把握・活用し、社会全体による支援を広げていきます。
- ひきこもり状態にある若者やその家族が適切なアドバイスを受けられる環境づくりを推進します。

基本方針	施策	主な事業	ページ
1 若者・家族への支援の充実	1 義務教育期から高校生期の切れ目のない早期支援の充実	a 不登校支援との連携の強化	20 ページ
		b 高校生期の支援の強化	
	2 若者の日常生活・社会生活・経済的自立のための支援	a 18歳以降の支援の継続 (元気っ子応援事業からの継続支援)	21 ページ
		b 支援が必要な方へのアウトリーチ*	
		c 相談支援	
		d 日常生活、社会生活、経済的自立に向けた支援の推進	
		e 高等学校中退者・中途退職者等への進路・就労支援	
		f 自立のための社会資源の把握及び活用	
	3 家族への相談支援の充実	ひきこもりに関する家族の理解とサポートの促進	22 ページ

施策 1 義務教育期から高校生期の切れ目のない早期支援の充実

義務教育期から高校生期までの切れ目のない支援体制を充実するため、中学校や高等学校等との情報連携とその仕組みづくりを推進します。

	主な事業	担当課等
a	不登校*支援との連携の強化 義務教育期間中の不登校*から卒業後に家居、高等学校中退等に至るケースが多いことから、義務教育期間中から本人、保護者、学校等と関わりを持つことで、その後の継続支援につなげていきます。	教育総務課 家庭支援課
	中学校訪問、元気っ子ネットワーク会議*等により、学校、関係機関と連携し、課題の共有、支援の方向性について協議します。	家庭支援課
b	高校生期の支援の強化 義務教育終了後は保護者等に対する就学義務が課せられておらず、高等学校中退等により居場所が無くなるリスクが高いことから、義務教育終了後の支援を継続するとともに、高等学校等との連携を強化し、必要な支援を行います。	家庭支援課
	高等学校等訪問の実施、特別支援教育コーディネーター*連絡会等により、課題の共有、支援の方向性について協議します。	家庭支援課

●本施策に関連の強い連携機関等

中学校、高等学校等（県教育委員会）、支援団体・NPO*

【活動指標】

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (R6)
義務教育期から継続している 高校生期の支援対象者数	人	—	15
高校訪問実施校	校	9 (R3)	15

施策2 若者の日常生活・社会生活・経済的自立のための支援

元気っ子応援事業と連携し、18歳以降の継続した支援を行うほか、ひきこもり、ニート*等の状況にあり、日常生活、社会生活、経済的自立のために、困難を有する若者の支援を実施します。

	主な事業	担当課
a	18歳以降の支援の継続（元気っ子応援事業*からの継続支援） 元気っ子応援事業*と連携し、18歳以降も支援の必要がある若者（高等学校等の中退した若者、高等学校等卒業時に進路未決定の若者等）のケースを引継ぎ、継続した支援を行います。	家庭支援課
b	支援が必要な方へのアウトリーチ* 不登校*、高等学校等の中退、高等学校等卒業時に進路が決定していないなど、ひきこもりにつながりやすい若者に対して、必要に応じて訪問等による相談を行い、各種専門機関の支援等につなぎます。	家庭支援課
c	相談支援 支援が必要な方からの相談を受け、必要な支援が計画的かつ継続的に行われるよう、支援方針を作成します。	家庭支援課 福祉課 健康づくり課
d	日常生活、社会生活、経済的自立に向けた支援の推進 個々のニーズに合わせた支援方針に沿って、一人ひとりの状況に合った自立を目指します。 (関連事業：就労準備支援事業、地域若者サポートステーション)	家庭支援課 福祉課 健康づくり課
e	高等学校中退者・中途退職者等への進路・就労支援 進路、就労等に関する情報の提供を行うほか、関係する支援機関につなぎます。	家庭支援課
	中途退職者等の就職相談に対応し、ハローワーク松本、塩尻商工会議所*、一般財団法人塩尻市振興公社*などと連携して、若者を対象とした就労相談や資格取得講座などの支援の充実を図ります。	産業政策課
f	自立のための社会資源の把握及び活用 居場所、ボランティアの場や内職等、社会生活・経済的自立につながる社会資源を把握し、支援機関と情報共有するとともに、その活用を促します。	家庭支援課 (社会福祉協議会)

●本施策に関連の強い連携機関等

塩尻市社会福祉協議会、ヤングハローワーク松本*、支援団体・NPO*

【活動指標】

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (R6)
18歳以降の継続支援対象者数	人	—	15
支援方針の作成件数	件	—	70

施策3 家族への相談支援の充実

ひきこもり、ニート*等の状況にある若者の家族が、その状況や接し方等を理解し、課題を抱える若者をサポートできるようになるための相談支援を推進します。

主な事業	担当課
<p>ひきこもりに関する家族の理解とサポートの促進</p> <p>若者サポート相談窓口において家族からの相談を受けます。また、専門家への相談の場や家族の支援する力を高める学習会などを開催し、家族の抱える多様な課題に対応します。</p>	<p>家庭支援課 福祉課 健康づくり課</p>

【活動指標】

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (R6)
家族相談の件数	件	—	30
学習会の回数	回	2 (R3)	2

基本方針 2 相談窓口の周知と連携体制の構築

- 関係機関や地域と連携し、ひきこもり等の長期化を防止するため、早期対応の仕組みを強化します。
- 相談窓口が複数設置されていることを生かし、関係機関が連携しながら支援できる体制を整えます。

基本方針	施策	主な事業	ページ
2 相談窓口の周知と連携体制の構築	1 相談窓口の周知と運営	a 相談窓口や支援事業に関する情報の発信	24 ページ
		b 若者サポート相談窓口の運営	
		c 相談職員の資質向上に関する取組	
	2 支援機関の連携体制の構築と地域との連携	a 相談窓口の連携体制の構築	25 ページ
		b 中信子ども若者サポートネットとの連携	
		c 地域若者サポートステーションとの連携	
		d 地域への情報発信・啓発と地域との連携	

施策 1 相談窓口の周知と運営

ひきこもり、ニート*等による様々な困難を解決したい若者とその家族が、ニーズに応じた相談支援を受けられるよう、相談窓口の周知、相談職員の資質向上等を推進します。

	主な事業	担当課
a	相談窓口や支援事業に関する情報の発信 市の広報、ホームページ、SNS*、パンフレット等の媒体を使って、ひきこもり支援に関する情報を発信します。また、属性別の周知方法について検討し、必要な情報が適正に届くように、きめ細かな情報発信を行います。	家庭支援課
	支援が必要な方が適切な支援機関にアクセスできるよう、各種支援機関の支援項目やその内容について情報発信します。また、各種支援機関が持つ情報発信媒体からの発信も促進します。	家庭支援課 福祉課 健康づくり課
b	若者サポート相談窓口の運営 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族、支援者を対象とする、若者サポート相談窓口を運営します。相談員が相談を受けた上、必要に応じて支援機関につながります。	家庭支援課
	庁内の各種相談窓口（健康、生活支援、障がい福祉等）と連携し、様々な事情を抱えた若者の相談を受け、必要に応じて支援機関につながります。	家庭支援課 健康づくり課 福祉課
c	相談職員の資質向上に関する取組 関係する部署への専門職配置を推進するほか、研修会等への参加、関係機関との意見交換等を通じ、相談職員の資質向上を図ります。	家庭支援課 福祉課 健康づくり課

●本施策に関連の強い連携機関等

雇用：ヤングハローワーク松本*、支援団体・NPO*

保健・医療：精神保健福祉センター（県）、保健所（県）、医療機関

福祉：塩尻市社会福祉協議会、松本圏域障がい者総合相談支援センター

教育：中信教育事務所（県）、高校特別支援教育コーディネーター連絡会 等

【活動指標】

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (R6)
広報等で情報発信を行った回数	回	—	10

施策2 支援機関の連携体制の構築と地域との連携

ひきこもり、ニート*等による様々な困難を解決したい若者・家族が、ニーズに応じた相談支援を受けられるよう、各支援機関の連携を促進するとともに、地域社会全体で支える仕組みづくりを推進します。

	主な事業	担当課
a	相談窓口の連携体制の構築 庁内の各種相談窓口（健康、生活支援、障がい福祉等）と連携し、様々な事情を抱えた若者の相談に対する適切な支援の調整を行うため、横断的な連絡会議を開催します。	家庭支援課 健康づくり課 福祉課
	若者サポート相談窓口を様々な支援の入り口と位置づけ、共通アセスメントシート*の整備や相談員の資質向上等を通じて、各種支援機関のハブ*としての機能を強化します。	家庭支援課
	各種支援機関の支援項目やその内容について情報収集・整理をし、必要な者への情報発信に努めます。	家庭支援課
	複数の支援機関が連携する必要があるケースに対応するため、支援が必要な方の情報を支援機関が共有する仕組みについて研究します。	家庭支援課
b	中信子ども若者サポートネットとの連携 中信地域の支援機関や行政等と支援に関する情報交換や支援施策を協議し、関係機関同士の連携を深め、社会生活を営む上で困難を有する若者への総合的な支援の充実を図っている「中信子ども若者サポートネット」との連携を強化し、支援を行います。	家庭支援課 (県)
c	地域若者サポートステーションとの連携 就労希望がある一方で、就労に至っていない若者に対して、初期就労から職場定着に至るまでをバックアップする「地域若者サポートステーション」との連携を強化し、支援を行います。	家庭支援課 (国)
d	地域への情報発信・啓発と地域との連携 困難を抱える若者の実情等を発信し、地域の理解と地域での居場所づくりを促進します。 また、地区の民生・児童委員*等との連携により、支援につながりやすい環境の整備に努めます。	家庭支援課 福祉課

●本施策に関連の強い連携機関等

雇用：ヤングハローワーク松本*、支援団体・NPO*、保健・医療：精神保健福祉センター（県）、保健所（県）、医療機関

福祉：塩尻市社会福祉協議会、松本圏域障がい者総合相談支援センター

教育：中信教育事務所（県）、高校特別支援教育コーディネーター連絡会 等

【活動指標】

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (R6)
庁内連絡会の開催回数	回	10 (R3)	13
庁内連絡会で取り上げたケース数	件	7 (R3)	10

1 本プランの策定経過

期日	会議名称	内容
令和3年 7月16日	第1回塩尻市子ども・若者応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 若者育成支援計画について ・ 各機関の現状及び課題について
10月7日	第2回塩尻市子ども・若者応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの骨子案について ・ 施策の方向性について
11月11日	第3回塩尻市子ども・若者応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの素案について
11月11日 11月16日	支援者ヒアリング	
12月21日	政策調整プロジェクト会議①	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの素案について
12月28日 ～令和4年 1月17日	パブリックコメント手続による 意見募集	意見3件
令和4年 1月13日	第4回子ども・若者応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの案について ・ パブリックコメントについて ・ 答申について
1月19日	答申	
1月25日	政策調整プロジェクト会議②	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの案について
2月3日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの案について
2月8日	議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの案について

2 塩尻市子ども・若者応援協議会

【委員】

団体名	役職	氏名
信州大学 教職支援センター	准教授	(会長) 荒井 英治郎
松本大学 総合経営学部	専任講師	(副会長) 今村 篤史
塩尻市公民館運営協議会	会 長	赤津 勝広
塩尻市校長会	会 長	中沢 寛
塩尻市保育会	会 長	清水 美津
塩尻市民生児童委員協議会	副会長	山崎 昭子
塩尻市要保護児童対策地域協議会	会 長	太田 秀保
塩尻市社会福祉協議会	地域福祉推進 センター長	古畑 理恵
児童養護施設つつじが丘学園	園 長	川瀬 勝敏
特定非営利活動法人ジョイフル	理事長	横山 久美
特定非営利活動法人NPOホットライン信州	専務理事	青木 正照
公益財団法人長野県みらい基金	理事長	高橋 潤
松本圏域障がい者総合相談支援センターW i s h	療育コーディネーター	池内 泰恵
ヤングハローワーク松本	統括職業指導官	篠田 直美
長野県田川高等学校	校 長	清水 寛

(敬称略)

【幹事】

所属	役職	氏名
福祉課	課長	青木 薫
健康づくり課	課長	塩原 正巳
社会教育スポーツ課（中央公民館）	課長 （副館長）	田下 高秋
教育総務課	課長	太田 文和
こども課	課長	竹中 康成

【事務局】

所属	役職	氏名
こども教育部	部長	青木 正典
家庭支援課	課長	植野 敦司
家庭支援係	係長	藤森 あづさ
家庭支援係	主任	林 和彦
家庭支援係	主事	矢澤 卓実
元気っ子・若者サポート係	係長	永原 敏美
元気っ子・若者サポート係	主査	原 亜香奈

3 諮問

3家第228号

令和3年7月16日

塩尻市子ども・若者応援協議会

会長 荒井 英治郎 様

塩尻市長 小 口 利 幸

「子どもの貧困対策推進計画」及び「子ども・若者育成支援計画」の策定について (諮問)

本市では、「子育てしたくなるまち日本一」を目指すことを最重要テーマに掲げ、あらゆる分野の政策に反映させ、子育て支援の取組を充実させてまいりました。

しかしながら、地域のつながりの希薄化、核家族化、ひとり親世帯の増加、格差の拡大等により子ども、子育て家庭、若者を取り巻く環境が変化し、子どもの貧困、児童虐待、若者の失業、ひきこもりの増加などの深刻な課題が顕在化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども、子育て家庭、若者の不安感、負担感、孤立感が高まっています。

こうした状況を踏まえ、福祉、教育、保健、雇用等の横断的な連携により、課題に対する施策推進の指針とする「子どもの貧困対策推進計画」及び「子ども・若者育成支援計画」を策定するため、貴協議会の意見を求めます。

4 答申

令和4年1月19日

塩尻市長 小口利幸様

塩尻市子ども・若者応援協議会
会長 荒井英治郎

塩尻市子どもの貧困対策推進計画（案）及び塩尻市若者支援プラン（案）の策定について（答申）

令和3年7月16日付け3家第228号で諮問のありましたこのことについて、審議を重ねた結果、各計画等の案がまとまりましたので、次のとおり意見を付して別添のとおり答申します。

1 子どもの貧困対策について

- (1) 「すべての子どもが、生まれた環境によらず、現在と未来に希望を持てるまち」の実現に向けて、ライフステージに応じた適切な支援が確保され、貧困の世代間連鎖が解消されることを求めます。
- (2) 子どもの貧困は、保護者の貧困でもあることから、予防の観点からも早期からの情報把握に努め、経済的、心理的不安が抑制されるよう、プッシュ型の支援を行うとともに、誰一人取り残さない支援体制が確立されることを求めます。
- (3) 児童福祉、学校教育等の現場においては、子どもの自己肯定感が高まる支援を行うとともに、地域においては、より一層、子どもの居場所づくりが推進されることを求めます。
- (4) 子どもの貧困を、子どもと家庭、地域等を包括して捉える視点の重要性を共有するとともに、施策の推進に当たっては、関連機関の連携と、市民、NPO等に対する周知・啓発活動の強化により、社会全体の課題として取り組むことを求めます。

2 若者支援について

- (1) 「すべての若者が、自分らしい人生の実現を目指して、歩んでいけるまち」の実現に向けて、ライフステージに合わせた適切な支援が確保されることを求めます。
- (2) ひきこもりについては、実態把握から具体的支援につなぐことが重要であることから、元気づき応援事業や不登校支援との連携を含め、多様な支援機関の相談体制や連携体制を構築し、早期からの支援が推進されることを求めます。
- (3) 若者支援のゴールを就労のみとすることなく、個々の状況に応じた自立を目指すとともに、早期から長期的視点での支援が推進されることを求めます。
- (4) 家族、支援機関、地域等とのネットワークの構築により、困難を抱える若者やその家族が社会から孤立することなく、人とのつながり、地域とのつながりを実感できるようなまちづくりが推進されることを求めます。

3 共通事項

- (1) 子ども、若者とその家庭の困難な状況については、共通する課題もあり、早期から継続した中長期的支援が必要であることから、二つの計画の関係性、連続性を踏まえた施策の推進を求めます。
- (2) 子どもの貧困、ひきこもり等の複雑な課題に対応できる支援者の育成及び確保に努めていくことを求めます。

5 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけ対象者へ情報・支援を届ける手法。

SNS

Social Networking Service の略。人と人の繋がりの構築を促進、支援するネットサービスのこと。利用者は、面識の有無に関係なく、趣味、嗜好、出身地、居住地域等が共通である友人を見つけたり、コミュニティーに参加したりすることができる。

NPO

Not-for-Profit Organization の略。様々な分野において、利益を目的とせず公益活動を行う民間団体のこと。また、NPO 法人（特定非営利活動法人）は、平成 10 年 12 月施行の「特定非営利活動促進法」により法人格を取得したもの。

一般財団法人塩尻市振興公社

塩尻市が出資する団体であり、塩尻市における都市環境の整備改善、都市機能の向上及び地域産業の振興に関する諸事業等を推進。近年では、子育てや介護、自身の障がいなどを理由に、就労に時間的な制約のある人が「好きな時間に好きなだけ安心して働ける場」を提供する自営型テレワーク事業「KADO」を運営している。

か行

共通アセスメントシート

支援にあたって必要な、支援対象者に関する情報を収集するためのツール。困難の状態を把握し、情報を整理しながら、自立に向けた課題を抽出することに役立つ。また、支援対象者に関する情報を支援に関わる各種機関と共有するためにも役立つ。

元気っ子応援事業

子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら、健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、

一人ひとりに応じた育ちを応援していく、0 歳から 18 歳までを対象とした塩尻市独自の事業で、平成 18 年度から実施している。

元気っ子相談

年中児を対象に保護者と相談員が、集団遊びの中での子どもの成長した姿や個別相談で伸ばしたい力を確認する。

元気っ子ネットワーク会議

学校、関係機関、専門家及び関係課と課題の整理、学校支援の在り方等について検討を行う会議。検討結果を元気っ子フォローアップ訪問、特別支援教育担当指導主事の学校訪問、専門家の学校訪問等の充実につなげ、校内支援体制の強化を図ることで、児童生徒への適切な支援を行っていく。

さ行

塩尻商工会議所

会員制の経済団体で、業種、業態、規模の大小を問わず塩尻市内の商工業者の利益をはかるとともに、地域経済社会の振興・発展や、社会福祉の増進に資することを目的とし、市域における商工業の総合的な改善発展のために活動を行っている。

た行

特別支援教育コーディネーター

校内外の関係機関のネットワークやチームワークによって一人ひとりのニーズに合わせた支援の実現を目指す特別支援教育を推進するために、各小・中・高等学校等に配置されている教職員のこと。

な行

ニート

15 歳から 34 歳までの無業者で家事も通学もしていない者のうち、非求職者・非就業希望者である者。

は行

ハブ

物事を中心として多くの情報が集まり、発信される機能。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

ま行

民生・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める非常勤の地方公務員であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。

や行

ヤングハローワーク松本

ハローワーク松本の学卒部門であり、新規学校卒業予定者や概ね45歳未満の若年者を対象に、求人情報の提供・就職相談・紹介などを行っている。

塩尻市若者支援プラン(子ども・若者育成支援計画)

令和4年3月発行

発行 塩尻市

編集 こども教育部 家庭支援課

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

電話：0263-52-0891

塩尻市公式ホームページ

<https://www.city.shiojiri.lg.jp>
